

柳川市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、障害者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図り、もって障害者の自立更生に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市内に住所を有し、年齢が18歳以上(仮免許受験時に18歳に到達する者を含む。)の在宅者で、道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項に規定する公安委員会の指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)において自動車操作訓練を受けようとする、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で等級が4級以上の者、または療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発見156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく欠格事由に該当しない者であって、福岡県公安委員会が実施する適性相談により道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条(適性試験)の合格基準に合致する者で、その障害が肢体不自由、聴覚障害、音声言語・そしゃく機能障害及び内部障害(医師の診断により自動車の運転に支障がないと認められる者)である者
- (3) 運転免許取得後の自立更生が確実と見込まれる者
- (4) 過去に運転免許証の交付を受けた後、自己の責任において当該免許証を失効させた者、あるいは当該免許証の取り消しの行政処分を受けた者でない者

(免許の種類)

第3条 取得しようとする免許の種類は、第1種普通自動車免許とする。

(助成金)

第4条 助成金の額は、運転免許取得に直接要した費用で、10万円を限度とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、障害者自動車免許取得助成申請書(様式第1号)に障害者手帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 内部障害者については、前項の申請書に医師の障害者自動車運転免許取得に関する意見書(様式第2号)を添付しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し適否を決定し、障害者自動車免許取得助成決定(却下)通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による決定を受けた者は、免許取得後、速やかに障害者自動車免許取得助成金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

- (1) 取得した運転免許証の写し
- (2) 指定自動車教習所発行の運転免許取得費用証明書

2 市長は、前項に規定する請求を受理し、内容を審査の上適切と認めるときは、速やかに助成金を当該請求者に交付するものとする。

(助成の取消し)

第8条 市長は、申請者の状況が、次のいずれかに該当するときは、決定の全部若しくは一部の取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 病気その他身体上の理由により、受講継続が不可能となった場合
 - (2) 申請があった日の属する年度末までに運転免許を取得できなかった場合
 - (3) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付の決定を受けた場合
- (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この事業は、平成18年10月1日から施行する。